

安芸市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年6月23日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
福祉事務所	(1) その他返納金の区分については、法的根拠に基づき組織としての方針を確立して下さい。 (2) 生活保護法第 63 条返還金・生活保護法第 78 条徴収金は公債権のため消滅時効期間の 5 年を経過すれば回収することができなくなる。既に消滅時効の完成している債権がある。安芸市会計事務規則第 37 条第 1 号により速やかに不納欠損処理を行って下さい。 (3) 債権管理機能を有する生活保護システムを導入しているにもかかわらず、有効的に使用されておらず、今後組織で情報共有するためにも生活保護システムでの管理を行って下さい。	(1) その他返納金の区分については、高知県福祉指導課に県における会計処理を確認した結果、生活保護法第 63 条返還金として処理していることから、本市においても、令和 5 年度現年度分より、法第 63 条返還金として会計処理をするよう改めます。 (2) 既に消滅時効の完成している債権については、令和 4 年度において不納欠損処理を行いました。今後は、債権管理を法に則って適切に行っていきます。 (3) これまでエクセルと紙台帳で管理していた生活保護に係る返還金及び徴収金の債権管理を生活保護システムで管理するよう、現在変更作業を実施しています。 令和 4 年度に発生した返還金は、システム登録が完了しており、今後は、滞納繰越分についても順次システム登録を実施していきます。